

海津市(岐阜県)

(2005年9月8日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年3月28日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用： <input checked="" type="checkbox"/> 有 (人口要件・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 ⁽¹⁾ ：41,204人 (高齢化率 ⁽²⁾ 17.6%)	面積 ⁽³⁾ ：112.31k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：40人 (法定上限26人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：442人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.467	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：78.9%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：16,783,000千円		
うち、地方税3,645,881千円、地方交付税4,280,000千円		
合併特例債発行予定額 未定 / 同限度額17,600百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業9.6%、第二次産業41.9%、第三次産業48.5%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)(6)(7)：推計値。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧海津町	15,064人	18.0%	44.21k m ²	14人	121人	0.38	66.9%
旧平田町	8,606人	18.7%	16.29k m ²	12人	93人	0.43	68.9%
旧南濃町	17,534人	16.8%	51.81k m ²	14人	128人	0.46	74.3%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<③住民ニーズの広域化・高度化、⑤財政状況、⑥行政改革> <ul style="list-style-type: none"> 生活圏の広域化への対応。 新たな行政課題の山積と地方分権への対応。 厳しい財政状況への対応と効率性の高い行政運営。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、⑤新市の名称、⑥新事務所の位置> <p><最も重視したことの具体的な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 他の市町村との合併を求めて住民発議が起こった。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員> <p><合併推進の具体的な活動></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民アンケートの実施。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
なし	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
なし	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
①郡の構成市町村、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑤広域連合の構成市町村、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩大都市周辺地域広域行政圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2002年6月～7月、住民意識調査の実施。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2002年2月22日～2002年9月30日）	
構成メンバー	首長、議員各5名 計18名
運営上の工夫	・オブザーバーの参加。 ・住民への啓発活動。 ・住民意識調査の実施。
(6) 法定協議会（設置期間：2002年10月1日～2005年3月27日）	
住民発議等	<input checked="" type="checkbox"/> (直接請求) (人口30万人以上(中核市)を望む住民。)・住民発議)・無
構成メンバー	首長、議員各3名、住民各5名、西濃地域振興局振興課長、 県議会議員1名 計29名
運営上の工夫	毎月、合併協議会だよりを発行するなどして住民への情報提供を行った。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫> 小委員会を設けて協議を行った。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	02年11月 03年10月 02年11月 02年11月 02年11月
合 意：	02年11月 04年7月 04年5月 04年7月 02年12月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	③名称
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>	<input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入
<基本項目②「合併の期日」の決定理由>	2005年3月28日合併
・会計処理上、出納整理期間が設けられる。 ・休日の後の日であり、電算処理の関係及び庁舎間の移動作業を考慮。	
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由>	公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・無
決定手続：住民意識調査の集計結果を受けて合併協議会で確認。 選定理由：住民意識調査において最多の回答数を得た。	

<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存施設・新規建設

- ・当分の間、現3町の庁舎を海津庁舎、平田庁舎及び南濃庁舎とする。この間の事務所の位置は海津庁舎の所在地とする。
- ・統合庁舎については、新市において検討する。
(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)
条例に定める主たる事務所ではないものの、それに準ずる機能を持つ事務所とした

<基本項目⑤「財産の取扱い」>
(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)
正負ともになし

(8) 新市建設計画

計画の期間：10カ年

理由 合併特例債を考慮。

<策定に当たっての工夫>
財政計画。

<関係市町村間での調整が難航した項目>
なし。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>
・新市の将来像である「光と風と水のふれあい庭園都市」を実現するために4つの将来目標を設定し、6本の基本方針を明記。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容>
整合性を図るために最大限に配慮した。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2002年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	21,286	16,048	15,528	15,317
地方税	4,152(19.5)	4,088(25.5)	4,082(26.3)	4,046(26.4)
地方交付税	5,654(26.6)	5,344(33.3)	5,474(35.3)	5,619(36.7)
歳出合計	19,826	16,048	15,528	15,317
人件費	2,746(13.9)	3,129(19.5)	2,960(19.1)	2,823(18.4)
(参考：一般職員数)	(342人)			
公債費	869(4.4)	996(6.2)	1,552(10.0)	1,892(12.4)
普通建設事業費	5,853(29.5)	2,437(15.2)	1,846(11.9)	1,702(11.1)

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

用途指定は行っていない。

(10) 住民への情報提供等

- ・広報紙等の配布(全30号。配布方法：各町の広報と同時配布。)
- ・住民説明会の開催(計11回開催、延べ1,958人参加)
- ・HPの開設(2002年10月開設、随時更新、アクセス数101,570回)
- ・その他(出前説明会の開催)

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施

実施していない

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(12) 都道府県からの支援	
財政支援：合併協議会支援交付金（1,500万円） 人的支援：合併協議会に県職員1名の派遣。 その他：様々な情報提供。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> ・無	
委託費	5,250千円
委託内容	新市条例策定業務。

5. 合併の内容

(1) 議員		
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人)・ <input checked="" type="checkbox"/> (在任特例 (在任期間 年6ヶ月))・無	
その理由	合併後において新市のまちづくり状況を見極める期間として。	
(2) 農業委員会の委員		
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2005年7月19日まで特例措置を適用)・無	
その理由	・合併しない場合においても3町ともに2005年7月19日までの任期のため。 1 農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、2005年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 2 選挙による委員の定数は30人とし、選挙区については、3選挙区とする。	
(3) 三役		
旧海津町	町長は退職、助役は不在、収入役は退職。	
旧平田町	町長、助役は退職、収入役は不在。	
旧南濃町	町長は退職、助役、収入役は不在。	
(4) 一般職		
定員管理	現在、策定中	
給与の調整	<給料表の統一>職務分類表作成：8級制	
役職の調整	【級別職務分類】	
	職務の級	標準的な職務
	8	1 部長、参事、部次長又はこれらに相当する職務 2 消防長、次長又はこれらに相当する職務
	7	1 課長、主幹又はこれらに相当する職務 2 消防本部の課長、消防署長又はこれらに相当する職務
	6	1 課長補佐又はこれらに相当する職務 2 消防本部の課長補佐、署の課長又はこれらに相当する職務
	5	1 係長又はこれらに相当する職務 2 消防本部の係長、署の課長補佐又はこれらに相当する職務
	4	1 主査又はこれらに相当する職務 2 消防本部の主査、署の係長又はこれらに相当する職務
	3	1 主任又はこれらに相当する職務

		2 消防本部及び署の主任又はこれらに相当する職務
	2	1 主事又はこれらに相当する職務
		2 相当の知識又は経験を必要とする消防士の職務
	1	1 主事補の職務
		2 消防士又は消防士補の職務
(5) 組織・機構の整備方法 (合併と同時に、部・課とも完全に統合)		
◎新市における組織・機構の整備方針		
1 市民が利用しやすく、市民の声が適正に反映することができる組織・機構		
2 市民サービスが現行より低下しないよう配慮した組織・機構		
3 簡素で効率的及び指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構		
4 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧南濃町	・支所2ヶ所は引き続き支所として設置している。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	3町の自治組織を新市においても引き続き存続するため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
特になし。		
(9) 上下水道使用料 (調整方針：総合的に調整)		
上水道料金	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料金については、 旧海津町 基本料金 1,400円/10m³ 超過料金 140円/1m³ 旧平田町 基本料金 1,400円/10m³ 超過料金 130円/1m³ 旧南濃町 基本料金 950円/10m³ 超過料金 100円/1m³ とし、合計額に消費税を加えたものとする。(10円未満切り捨て) 上記使用料金については、合併3年後に適正な価格を定めて統一する	
下水道料金	<ul style="list-style-type: none"> ・3町の公共下水道及び平田町の農業集落排水の使用料金については、 海津町の例による基本料金 1,600円/10m³ 超過料金 160円/m³とし、 合計額に消費税を加えたものとする。(10円未満切り捨て) 	
(10) 上下水道以外の使用料等		
調整方針	使用料については、同一又は類似施設に係るものを除き、現行のとおりとする。同一又は類似する施設の使用料は、合併時又は合併後速やかに、可能な限り統一するものとする。この場合において、必要に応じて経過措置(激変緩和措置)を設ける。	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針：合併と同時に統一を図る)		
賦課徴収方法	旧海津町：4方式 旧平田町：4方式 旧南濃町：4方式	2005年3月28日から4方式に統一。
所得割	旧海津町：5.5% 旧平田町：5.6% 旧南濃町：5.4%	2005年3月28日から5.4%に統一。
資産割	旧海津町：38.0% 旧平田町：38.0% 旧南濃町：29.0%	2005年3月28日から29.0%に統一。

均等割	旧海津町：25,500円 旧平田町：24,300円 旧南濃町：23,000円	2005年3月28日から23,000円に統一。
平等割	旧海津町：31,500円 旧平田町：36,200円 旧南濃町：28,000円	2005年3月28日から29,000円に統一。
(12) 介護保険事業（調整方針：従来から同一金額のため調整不要(単独事業・組合等事業)）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧海津町：2,800円 旧平田町：2,800円 旧南濃町：2,800円	調整不要。
(13) 電算システムの取扱い（その他）		
整備方法	可能な限り合併時まで統合する。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由	<p>「内容」・町・字の区域は、現行のとおりとする。</p> <p>・町・字の名称については、現行の町・字名の前に、3町名（海津町、平田町又は南濃町）を付ける。</p> <p>「理由」・アンケートの実施。</p>	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：合併協議当初に試算	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（2005年度～2006年度）
基本計画	策定作業中（2005年度～2006年度）
(3) 合併による効果	
<①住民の利便性の向上> 市になると福祉事務所の設置が義務付けされていること。	
<⑤行財政の効率化> 今後、徐々に現れてくると思われる。	
<⑥地域のイメージアップ> 市制施行によるイメージアップ。	
(4) 合併による問題点と解決策	
<①役場が遠くなり不便になる> 分庁舎方式をとっている。	
<③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる> 「市長への便り」など公聴制度の充実。	
<⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する> それぞれの庁舎において総合窓口課を設置。	
(5) 残された課題	
合併後に調整するとした項目についての早期調整。	